

2023年3月30日

各 位

会社名 株式会社メタップス
代表者名 代表取締役社長 山崎 祐一郎
(コード番号：6172 東証グロース)
問合せ先 管理本部長 原 大輔
(TEL. 03-5962-6450)

**株式会社Odessa12による
当社株式等に対する公開買付けの結果並びに親会社及び
主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

株式会社Odessa12（以下「公開買付者」といいます。）が2023年2月14日から実施してまいりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）、本新株予約権（注1）及び本新株予約権付社債（注2）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2023年3月29日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2023年4月5日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

（注1）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2019年1月15日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第14回新株予約権（以下「第14回新株予約権」といいます。）
- ② 2019年10月11日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第15回新株予約権（以下「第15回新株予約権」といいます。）

（注2）「本新株予約権付社債」とは、2019年10月11日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債をいいます。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社メタップス（証券コード：6172）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果の報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株式の合計が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動予定年月日

2023年4月5日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式11,084,559株の応募があり、応募された当社株式の総数が買付予定数の下限（10,995,400株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2023年4月5日（本公開買付けの決済の開始日）付けで、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。また、当社の主要株主である筆頭株主の佐藤航陽氏は、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募した結果、同日付けで、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

(3) 異動が生じる株主の概要

① 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社O d e s s a 12
(2) 所 在 地	東京都世田谷区八幡山一丁目6番12号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 山崎 祐一郎
(4) 事 業 内 容	当社の株券等を取得及び所有すること
(5) 資 本 金	1,000,000 円
(6) 設 立 年 月 日	2023年1月26日
(7) 大株主及び持株比率	山崎 祐一郎 100.00%
(8) 当社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。なお、公開買付者の代表取締役である山崎祐一郎氏は、本日現在、当社株式を406,000株（所有割合（注）：2.46%）所有しております。
人 的 関 係	当社の代表取締役社長である山崎祐一郎氏が公開買付者の代表取締役を兼務しております。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の代表取締役社長である山崎祐一郎氏が議決権の全部を保有しており、当社の関連当事者に該当しません。

（注）「所有割合」とは、当社が2023年2月13日に公表した「2022年12月期 決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2022年12月31日現在の発行済株式数（13,730,018株）に、同日現在残存する第15回新株予約権（12,276個）の目的となる株式数（1,227,600株）及び本新株予約権付社債（額面総額1,377,540,000円）に付された新株予約権の目的となる株式数（1,535,719株）を加え、同日現在の当社が保有する自己株式（170株）を控除した株式数（16,493,167株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。なお、本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる当社株式の数の計算においては、本新株予約権付社債の額面総額（1,377,540,000円）を転換価額（897円）で除して算出される数（1,535,719株（1株未満切捨て））としています。以下、本新株予約権付社債の額面総額（1,377,540,000円）に付された新株予約権の目的となる当社株式の数の計算について同じとしております。また、第14回新株予約権につきましては、現時点で行使の条件を満たしていないため行使できず、また、2022年12月期も行使の条件を満たさない見込みであるため、分母に含めておりません。

② 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 氏 名	佐藤 航陽
(2) 住 所	東京都新宿区

(4) 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

① 株式会社O d e s s a 12

	属性	議決権の数 (議決権所有割合（注）)			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	-	-	-	-	-
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	110,845 個 (65.89%)	-	110,845 個 (65.89%)	第1位

（注）「議決権所有割合」とは、当社決算短信に記載された2022年12月31日現在の発行済株式数（13,730,018株）に、同日現在残存する第14回新株予約権（3,300個）の目的となる株式数（330,000株）、第15回新株予約権（12,276個）の目的となる株式数（1,227,600株）及び本新株予約権付社債（額面総額1,377,540,000円）に付された新株予約権の目的となる株式数（1,535,719株）を加え、同日現在の当社が保有する自己株式（170株）を控除した株式数（16,823,167株）に係る議決権の数（168,231個）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、議決権所有割合の記載について同じとしております。

② 佐藤 航陽

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主	21,160 個 (12.58%)	-	21,160 個 (12.58%)	第1位
異動後	-	-	-	-	-

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、公開買付者は、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

(6) 今後の見通し

上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の全て（但し、本新株予約権及び本新株予約権付社債の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったため、当社が2023年2月13日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続に従って、当社の株主を公開買付者のみとすることを予定しているとのことです。当該手続の実施により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできなくなります。今後の具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表します。

以 上

(参考)「株式会社メタップス（証券コード：6172）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（別添）

(別添)

2023年3月30日

各位

会社名：株式会社O d e s s a 12
代表者名：代表取締役 山崎 祐一郎

株式会社メタップス（証券コード：6172）の株券等に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社O d e s s a 12（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年2月13日、株式会社東京証券取引所のグロース市場（以下「東京証券取引所グロース市場」といいます。）に上場している株式会社メタップス（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）、本新株予約権及び本新株予約権付社債（「本新株予約権」及び「本新株予約権付社債」の定義については、下記「1. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」の「②新株予約権」及び「③新株予約権付社債」をご参照ください。以下同じです。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2023年2月14日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2023年3月29日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社O d e s s a 12
東京都世田谷区八幡山一丁目6番12号

(2) 対象者の名称

株式会社メタップス

(3) 買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

(i) 2019年1月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第14回新株予約権（以下「第14回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年4月1日から2029年1月31日まで）

(ii) 2019年10月11日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第15回新株予約権（以下「第15回新株予約権」といい、第14回新株予約権及び第15回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年10月30日から2024年10月29日まで）

③ 新株予約権付社債

2019年10月11日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）（行使期間は2020年10月30日から2024

年10月29日まで)

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	16,823,167 (株)	10,995,400 (株)	— (株)
合計	16,823,167 (株)	10,995,400 (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(10,995,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(10,995,400株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある対象者株式の最大数(16,823,167株)を記載しております。当該最大数は、対象者が2023年2月13日に公表した「2022年12月期 決算短信〔IFRS〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2022年12月31日現在の発行済株式数(13,730,018株)に、対象者から報告を受けた同日現在残存する第14回新株予約権(3,300個)の目的となる株式数(330,000株)、第15回新株予約権(12,276個)の目的となる株式数(1,227,600株)及び本新株予約権付社債(額面総額1,377,540,000円)に付された新株予約権の目的となる株式数(1,535,719株)を加え、同日現在の対象者が保有する自己株式(170株)を控除した株式数(16,823,167株)です。なお、本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数の計算においては、本新株予約権付社債の額面総額(1,377,540,000円)を転換価額(897円)で除して算出される数(1,535,719株(1株未満を切捨て))としています。以下、本新株予約権付社債の額面総額(1,377,540,000円)に付された新株予約権の目的となる対象者株式の数の計算について同じです。

(注3) 買付予定数の下限(10,995,400株)は、対象者決算短信に記載された2022年12月31日現在の発行済株式総数(13,730,018株)に、対象者から報告を受けた同日現在残存する第15回新株予約権(12,276個)の目的となる株式数(1,227,600株)及び本新株予約権付社債(額面総額1,377,540,000円)に付された新株予約権の目的となる株式数(1,535,719株)を加えた数から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(170株)を控除した株式数(16,493,167株)に係る議決権数(164,931個)の3分の2(109,954個(1個未満を切上げ))に相当する株式数(10,995,400株)です。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買取ることがあります。

(注5) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注6) 公開買付期間の末日までに本新株予約権及び本新株予約権付社債の行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2023年2月14日(火曜日)から2023年3月29日(水曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金889円

第14回新株予約権1個につき、金1円

第15回新株予約権1個につき、金1円

本新株予約権付社債額面金額30,612,000円につき、金30,338,903円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（10,995,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（11,084,559株）が買付予定数の下限（10,995,400株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2023年3月30日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	11,084,559株	11,084,559株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—
合計	11,084,559株	11,084,559株
（潜在株券等の数の合計）	（—）	（—）

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等前における株券等所有割合—%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	4,760個	（買付け等前における株券等所有割合2.83%）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	110,845個	（買付け等後における株券等所有割合65.89%）
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	700個	（買付け等後における株券等所有割合0.42%）
対象者の総株主等の議決権の数	137,198個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2022年11月14日に提出した第15期第3四半期報告書に記載された2022年6月30日現在の総株主等の議決権の数です（第15期第3四半期報告書において、直前の基準日（2022年6月30日）に基づく株主名簿による記載がなされていることから、2022年9月30日ではなく、2022年6月30日現在の議決権の数を参照しております。）。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式並びに本新株予約権及び本新株予約権付社債の行使により発行又は移転される対象者株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2022年12月31日現在の発行済株式数（13,730,018株）に、対象者から報告を受けた同日現在残存する第14回新株予約権（3,300個）の目的となる株式数（330,000株）、第15回新株予約権（12,276個）の目的となる株式数（1,227,600株）及び本新株予約権付社債（額面総額1,377,540,000円）に付された新株予約権の目的となる株式数（1,535,719株）を加え、同日現在の対象者が保有する自己株式（170株）を控除した株式数（16,823,167株）に係る議決権数（168,231個）を分母として計算しております。
- (注3) 公開買付者及び対象者は、本公開買付けの結果を踏まえ、公開買付届出書に記載のとおり、本新株予約権の取得及び本新株予約権付社債の繰上償還等を行う予定です。なお、本日現在、第14回新株予約権は行使条件を満たしておらず、第15回新株予約権は権利行使されておらず、また、本新株予約権付社債は対象者株式に転換されていないところ、（注2）に記載の「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算において分母として使用した対象者の議決権数（168,231個）から、対象者から報告を受けた2022年12月31日現在残存する第14回新株予約権（3,300個）の目的となる株式数（330,000株）、第15回新株予約権（12,276個）の目的となる株式数（1,227,600株）及び本新株予約権付社債（額面総額1,377,540,000円）に付された新株予約権の目的となる株式数（1,535,719株）に係る議決権数（30,933個）を除いた議決権数（137,298個）を分母とし、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」（110,845個）を分子として計算した公開買付者の「買付け等後における株券等所有割合」は80.73%（小数点以下第三位を四捨五入）となります。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

（公開買付代理人）

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

2023年4月5日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、オンライントレード（<https://trade.smbcnikko.co.jp/>）からの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

なお、対象者株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されていますが、公開買付者は対象者株式並びに本新株予約権及び本新株予約権付社債の全て（但し、本新株予約権及び本新株予約権付社債の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し対象者株式を非公開化することを目的とする一連の手続を実施することを予定していますので、かかる手続が実行された場合、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止になります。今後の具体的な手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社O d e s s a 12 東京都世田谷区八幡山一丁目6番12号

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上